

所沢都市計画事業
(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

環境影響評価準備書

令和4年12月

所 沢 市

目 次

序章 環境影響評価準備書の目的と経緯	序-1(1)
序. 1 環境影響評価準備書の目的	序-1(1)
序. 2 準備書作成までの経緯	序-1(1)
序. 3 準備書作成の手順	序-2(2)
序. 4 調査計画書の変更概要	序-2(2)
第 1 章 都市計画決定権者の名称	1-1(45)
1. 1 都市計画決定権者の名称及び所在地	1-1(45)
1. 2 事業者の名称及び所在地	1-1(45)
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要	2-1(47)
2. 1 都市計画対象事業の名称	2-1(47)
2. 2 都市計画対象事業の目的	2-1(47)
2. 3 都市計画対象事業の実施区域	2-1(47)
2. 4 都市計画対象事業の規模	2-5(51)
2. 5 都市計画対象事業の実施期間	2-5(51)
2. 6 都市計画対象事業の実施方法	2-6(52)
第 3 章 関係地域	3-1(83)
3. 1 環境に影響を及ぼす地域の基準	3-1(83)
3. 2 環境に影響を及ぼす地域	3-1(83)
第 4 章 地域の概況調査	4-1-1(85)
4. 1 社会的状況	4-1-1(85)
4. 2 自然的状況	4-2-1(157)
第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	5-1(271)
第 6 章 調査計画書についての知事の意見	6-1(273)
第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解	7-1(275)
7. 1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	7-1(275)
7. 2 知事の意見と事業者の見解	7-2(276)

第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1(279)
8.1 環境影響要因の把握	8-1(279)
8.2 環境影響評価項目の選定	8-1(279)
8.3 調査方法等	8-5(283)
8.4 調査の実施時期	8-11(289)
第 9 章 第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容	9-1(291)
第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10-1-1(293)
10.1 大気質	10-1-1(293)
10.2 騒音・低周波音	10-2-1(399)
10.3 振動	10-3-1(457)
10.4 悪臭	10-4-1(487)
10.5 水質	10-5-1(499)
10.6 水象	10-6-1(519)
10.7 土壌	10-7-1(527)
10.8 動物	10-8-1(537)
10.9 植物	10-9-1(585)
10.10 生態系	10-10-1(599)
10.11 景観	10-11-1(615)
10.12 自然とのふれあいの場	10-12-1(649)
10.13 史跡・文化財	10-13-1(667)
10.14 日照障害	10-14-1(671)
10.15 電波障害	10-15-1(683)
10.16 廃棄物	10-16-1(695)
10.17 温室効果ガス等	10-17-1(709)
第 11 章 環境の保全のための措置	11-1(727)
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1(727)
11.2 大気質	11-1(727)
11.3 騒音・低周波音	11-4(730)
11.4 振動	11-6(732)
11.5 悪臭	11-7(733)
11.6 水質	11-8(734)
11.7 水象	11-8(734)
11.8 土壌	11-9(735)
11.9 動物	11-10(736)
11.10 植物	11-11(737)

11. 11 生態系	-----	11-11(737)
11. 12 景観	-----	11-12(738)
11. 13 自然とのふれあいの場	-----	11-12(738)
11. 14 史跡・文化財	-----	11-13(739)
11. 15 日照阻害	-----	11-13(739)
11. 16 電波障害	-----	11-14(740)
11. 17 廃棄物	-----	11-15(741)
11. 18 温室効果ガス等	-----	11-16(742)
第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	-----	12-1(743)
12. 1 環境影響評価項目の環境影響評価の概要	-----	12-1(743)
第 13 章 事後調査の計画	-----	13-1(779)
13. 1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から 除外する項目及びその理由	-----	13-1(779)
13. 2 調査方法等	-----	13-4(782)
13. 3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応方針	-----	13-10(788)
13. 4 事後調査の実施体制	-----	13-10(788)
第 14 章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地	-----	14-1(789)

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を基図として使用している。

序章

環境影響評価準備書の目的と経緯

序章. 環境影響評価準備書作成までの経緯等

序.1 環境影響評価準備書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年12月、埼玉県条例第61号）に基づき、平成31年1月7日付で知事に提出した「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」（以下、「調査計画書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）をとりまとめたものである。

序.2 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯を表1に示す。

表1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成31年1月7日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定通知	平成31年1月8日	知事→都市計画決定権者 関係地域：所沢市、入間市、狭山市、東京都瑞穂町
調査計画書公告・縦覧	平成31年1月11日 ～平成31年2月12日	公告：平成31年1月11日 縦覧：平成31年1月11日 ～平成31年2月12日 縦覧場所： ・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県西部環境管理事務所 ・所沢市役所5階都市計画課 ・所沢図書館本館 ・三ヶ島まちづくりセンター ・入間市役所環境課 ・入間市立藤沢公民館 ・入間市立宮寺公民館 ・狭山市環境課 ・狭山市中央図書館 ・水野公民館 ・瑞穂町町民会館2階入り口 ・元狭山コミュニティセンター ・けやき館
調査計画書説明会	平成31年2月2日	元狭山コミュニティセンター（瑞穂町）
	平成31年2月3日	宮寺公民館（入間市）
	平成31年2月3日	藤沢公民館（入間市）
	平成31年2月4日	藤沢公民館（入間市）
	平成31年2月7日	所沢市役所（所沢市）
	平成31年2月9日	水野公民館（狭山市）
	平成31年2月10日	所沢市役所（所沢市）

項目	年月日	備考
調査計画書についての住民等の意見書提出期間	平成 31 年 1 月 11 日 ～平成 31 年 2 月 26 日	意見書数：4 件
技術審議会第 1 回小委員会	平成 31 年 1 月 31 日 平成 31 年 2 月 5 日	
技術審議会第 2 回小委員会	平成 31 年 3 月 14 日	
調査計画書についての知事意見受理	平成 31 年 3 月 29 日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	令和 4 年 11 月 22 日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和 4 年 12 月 2 日	知事→都市計画決定権者
準備書提出	令和 4 年 12 月 20 日	都市計画決定権者→知事

序.3 準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見及び知事意見を踏まえ、調査計画書の内容を再検討するとともに、事業計画・工事計画等の具体化に伴う内容の充実等を図ったうえで、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った。

序.4 調査計画書の変更

調査計画書の記載の変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第 21 条第 1 項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」を以下に示す。

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和 4年11月22日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称 所沢市長 藤本 正人

担当課所名 街づくり計画部 市街地整備課

所在地 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担当者職・氏名 主任 山賀 将来

電話番号 04-2998-9208

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用
される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書
を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	所沢都市計画事業 (仮称) 三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	事業計画の検討の進捗に伴い、計画地の範囲や事業の実施予定時期等を変更するとともに、調査計画書に対する知事意見等を勘案・配慮し、調査地点を追加したものであるため。

変更内容検討書

令和4年11月22日作成

1. 都市計画対象事業の名称

所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

2. 変更の内容

「所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)からの変更内容は以下のとおりである。

追加・修正を行った項目		調査計画書での頁	追加・修正内容		備考
第2章 都市計画 対象事業 の目的及 び内容	2.2 都市計画対象事業の 目的	2	別紙1	本文について、所沢市都市計画マスタープランの改定に伴う内容について変更した。	変更理由①
	2.3 都市計画対象事業の 実施区域	3	別紙2	「図2.3-1 計画地の位置」について、計画地の範囲を変更した。	変更理由②
	2.3.1 計画地の位置				
	2.3.2 計画地の概況	5	別紙3	「写真2.3-1 計画地の状況」について、計画地の範囲を変更した。	変更理由②
	2.4 都市計画対象事業の 規模	6	別紙4	対象事業の面積を変更した。	変更理由②
	2.5 都市計画対象事業の 実施期間	6	別紙5	「表2.5-1 対象事業の実施予定時期」について、各工程の実施予定時期を変更した。	変更理由③
	2.6 都市計画対象事業の 実施方法	7	別紙6	「表2.6-1 土地利用計画」について、面積及び割合を変更した。また、「図2.6-1 土地利用計画図」について、計画地の範囲等を変更した。	変更理由②
	2.6.1 土地利用計画	8	別紙7		
	2.6 都市計画対象事業の 実施方法	7	別紙8	「表2.6-2 企業の業種等(予定)」について、用地面積を変更した。	変更理由②
2.6 都市計画対象事業の 実施方法	10	別紙9	「図2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路」について、計画地の範囲等を変更した。	変更理由②	
2.6 都市計画対象事業の 実施方法	11	別紙10	「表2.6-3 工事工程」について、工種及び工事工程を変更した。	変更理由③	
2.6.9 工事計画					
第3章 調査項目	3.2 環境影響評価項目	15 16	別紙11 別紙12	環境影響評価項目の選定について、土壌を追加した。また、「表3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表」について、水質、土壌の記載内容を変更した。	変更理由③
第4章 選定項目 ごとの調 査、予測及 び評価手 法	4.1 大気質	19	別紙13	水銀等の予測・評価は行わないため、記載内容を削除した。	変更理由⑥
	4.2 騒音・低周波音	20	別紙14	道路交通騒音・振動・断面交通量の調査地点として、「⑩所沢市道4-1033号線」を追加した。	変更理由④
	4.3 振動	22	別紙15		
	4.4 悪臭	24	別紙16	調査地点「④住宅」、「⑤老人福祉センターやまゆり」を追加した。	変更理由⑤

追加・修正を行った項目		調査計画書での頁	追加・修正内容		備考
第4章 選定項目 ごとの調 査、予測及 び評価手 法	4.7 動物	31	別紙 17	水生昆虫・底生生物について、河川底質調査を追加した。	変更理由④
	4.10 景観	38	別紙 18	調査地点として、「⑧特別養護老人ホーム杏樹苑前」、「⑨稻荷神社」、「⑩計画地北東部交差点」、「⑪林神社」、「⑫林神社参道前」を追加した。	変更理由④
	4.11 自然とのふれあいの場	40	別紙 19	調査地点として、「①地域住民が日常的に利用している散歩ルート」を追加し、「林自然ふれあいコース」については、地点②に変更した。	変更理由④

3. 変更の理由

- ①. 「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」の改定に伴い、名称及び内容について変更した。
- ②. 既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、計画地の範囲等を変更した。
- ③. 事業計画の検討を進めることにより、事業の実施予定時期、工事内容及び工事工程を変更した。
- ④. 調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、調査地点を追加した。
- ⑤. 調査計画書についての説明会住民意見を勘案・配慮し、調査地点を追加した。
- ⑥. 進出予定企業に、石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者を想定していないことから、記載内容を変更した。

4. 変更後の関係地域

計画地の範囲等の変更に伴う関係地域の変更は無い。

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

事業計画の検討を進めることにより、工事内容に変更が生じ、環境影響評価項目の選定について、土壌を追加した。

別紙1 2.2 都市計画対象事業の目的

(1) 変更理由

「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」の改定に伴い、名称及び内容について下線の箇所を変更した。

また、既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、下線の箇所を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.2 都市計画対象事業の目的

所沢市では、市域全体の経済活動の活性化や雇用の創出を目指し、産業団地の創出に取り組んでいる。対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）は、都心から30km圏内に位置し、交通の利便性が高い区域であり、「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」において、「三ヶ島工業団地周辺地区」として、土地利用転換推進エリアに位置づけられている。また、「所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つである「産業用地創出による産業振興」において、地域経済の活性化を促進するとともに、市域全体の経済活動の活発化や雇用を生み出すことができるとして、この「三ヶ島工業団地周辺地区」を新たな産業用地とすることが掲げられている。

計画地内には、市街地内の住工混在の解消を目的として、2001年に環境事業団によって、所沢三ヶ島工業団地（約4.3ha）が整備され、地区計画が指定されており、工業団地としての操業環境の形成・維持が図られている。

計画地は平坦な土地が広がっており、一体的・計画的な面整備を行うことで、既存工業団地との相乗効果が期待できる産業団地の創出に取り組むとともに、道路等公共施設を適切に配置した良好な街づくりを実現するため、対象事業を実施する。

【変更後の内容】

2.2 都市計画対象事業の目的

所沢市では、市域全体の経済活動の活性化や雇用の創出を目指し、産業団地の創出に取り組んでいる。対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）は、都心から30km圏内に位置し、交通の利便性が高い区域であり、「所沢市都市計画マスタープラン」において、「三ヶ島工業団地周辺地区」として、「土地利用推進エリア」に位置づけられている。また、「所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つである「産業用地創出による産業振興」において、地域経済の活性化を促進するとともに、市域全体の経済活動の活発化や雇用を生み出すことができるとして、この「三ヶ島工業団地周辺地区」を新たな産業用地とすることが掲げられている。

また、計画地周辺には、市街地内の住工混在の解消を目的として、2001年に環境事業団によって、所沢三ヶ島工業団地（約4.3ha）が整備され、地区計画が指定されており、工業団地としての操業環境の形成・維持が図られ、新規の産業団地との相乗効果が期待できる。

計画地は平坦な土地が広がっており、一体的・計画的な面整備を行うことで、既存工業団地との相乗効果が期待できる産業団地の創出に取り組むとともに、道路等公共施設を適切に配置した良好な街づくりを実現するため、対象事業を実施する。

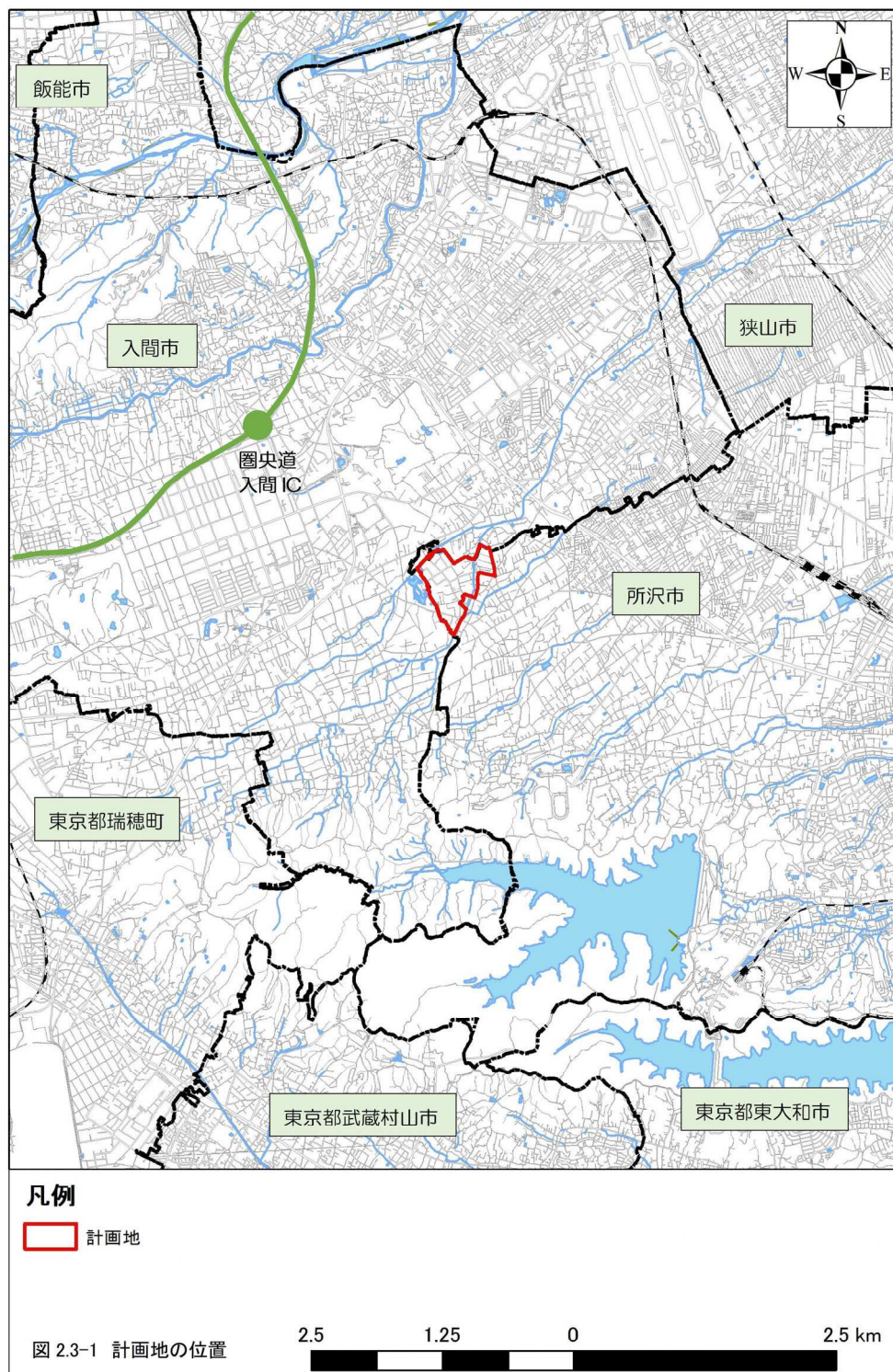
別紙2 図 2.3.1 計画地の位置

(1) 変更理由

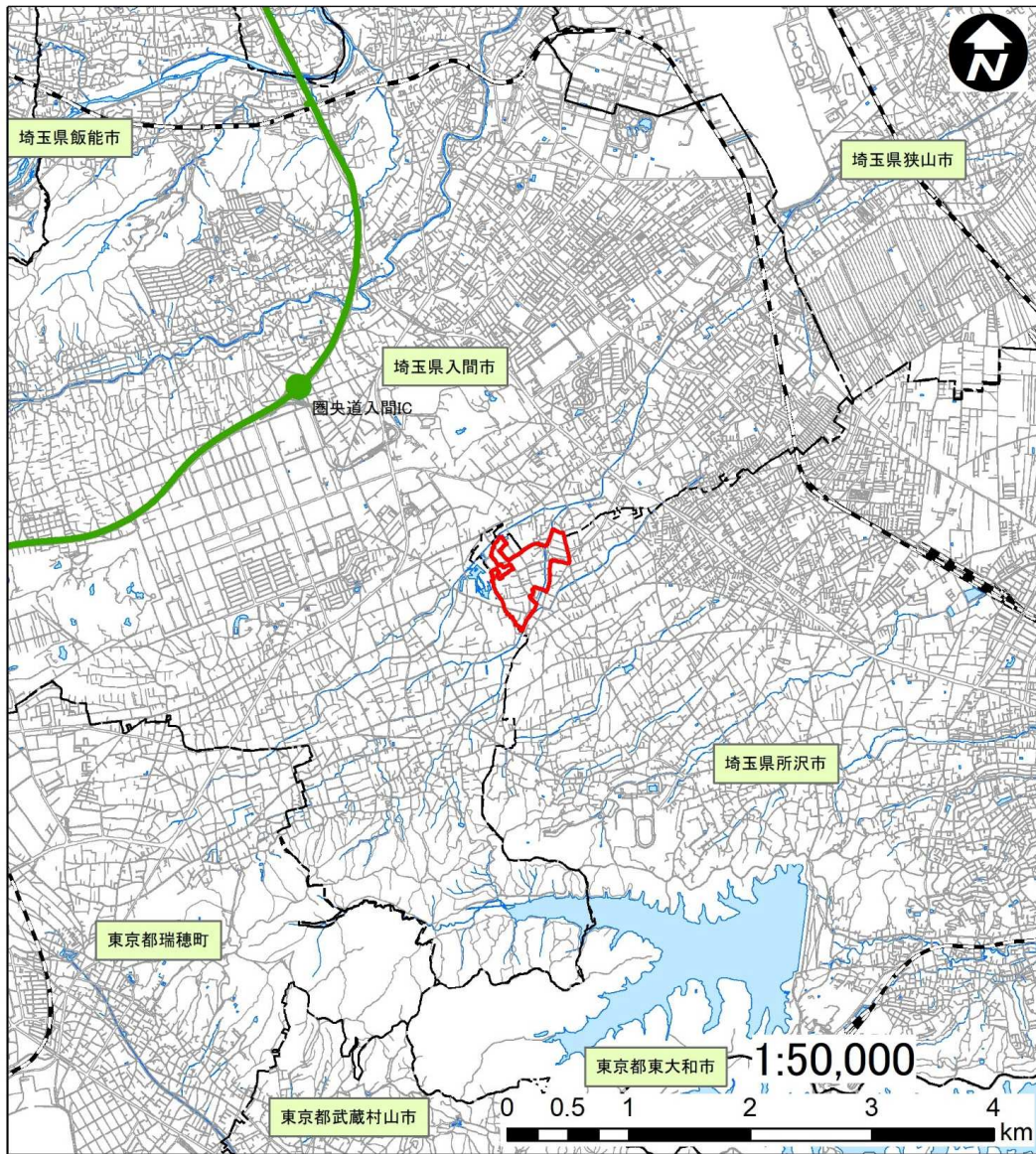
既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、「図 2.3-1 計画地の位置」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例
□ 計画地

図 2.3-1 計画地の位置

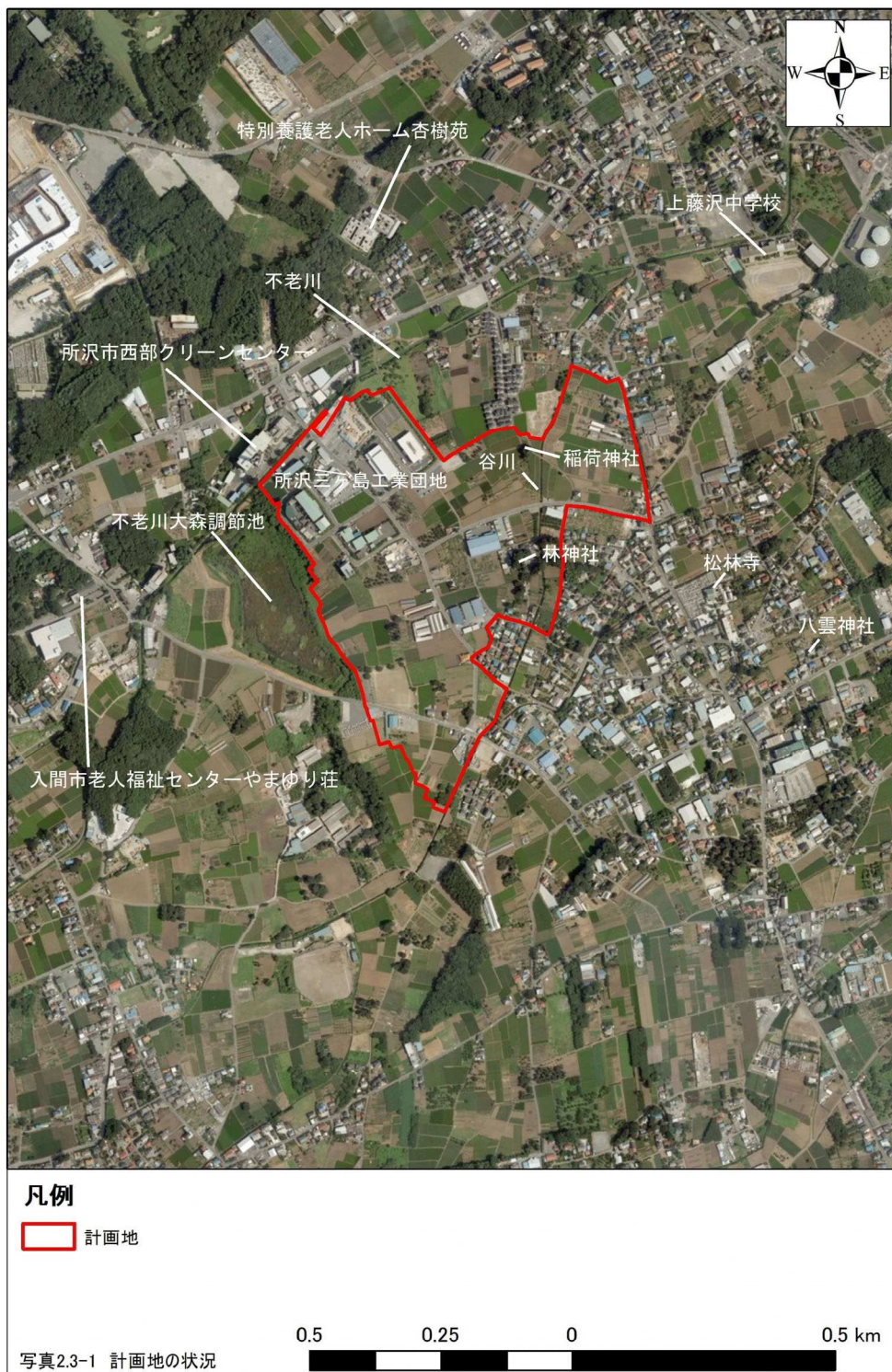
別紙3 写真2.3-1 計画地の状況

(1) 変更理由

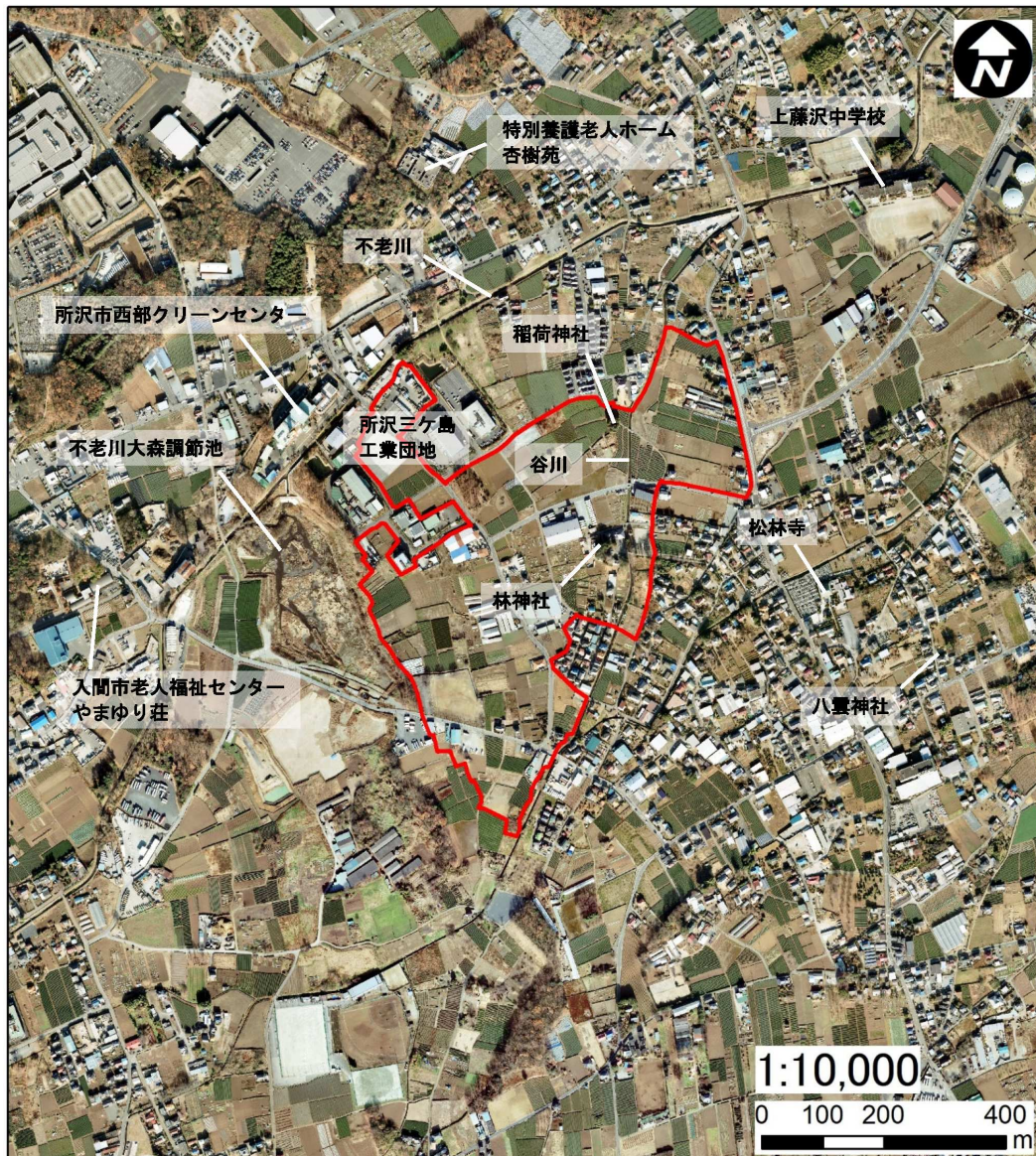
既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、「写真2.3-1 計画地の状況」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

 計画地

写真 2. 3-1 計画地の状況

別紙4 2.4 都市計画対象事業の規模

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、対象事業の面積について下線の箇所を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.4 都市計画対象事業の規模

対象事業の面積は、29.8haである。

【変更後の内容】

2.4 都市計画対象事業の規模

対象事業の面積は、24.4haである。

別紙5 2.5 都市計画対象事業の実施期間

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、事業の実施予定時期について下線の箇所及び「表 2.5-1 対象事業の実施予定時期」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の工程を表 2.5-1 に示す。

土地区画整理事業における造成工事期間は、2021 年度～2025 年度の約 5 年間を計画している。

また、進出予定企業による建設工事は、2022 年度から予定し、2023 年度から、随時、供用開始を予定している。

表 2.5-1 対象事業の実施予定時期

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
環境影響評価										
測量・設計										
土地区画整理事業 造成工事										
進出企業建設工事										
進出企業供用開始										

【変更後の内容】

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の工程を表 2.5-1 に示す。

土地区画整理事業における造成工事期間は、令和 5 年度～令和 8 年度の約 4 年間を計画している。

また、進出予定企業による建設工事は、令和 8 年度から予定し、令和 9 年度から、随時、供用開始を予定している。

表 2.5-1 対象事業の実施予定時期

項目 \ 年度	H30	H31/ R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
環境影響評価	■											
測量・設計		■										
土地区画整理事業 造成工事						■						
進出企業建設工事									■			
進出企業供用開始										■		

別紙6 表 2.6-1 土地利用計画

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、下線の箇所及び「表 2.6-1 土地利用計画」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.6.1 土地利用計画

現時点で想定している土地利用計画を表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示す。

土地区画整理事業では、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の形状の整理や整地を行う。本事業では、既存の工業団地を含め、産業系土地利用(約 21ha) をとり、今後、企業数に応じて分割する。

表 2.6-1 土地利用計画

		面積 (ha)	割合 (%)
公共用地	幹線道路	<u>1.0</u>	<u>3.3</u>
	区画道路	<u>3.0</u>	<u>10.1</u>
	河川	<u>0.2</u>	<u>0.7</u>
	公園	<u>0.4</u>	<u>1.3</u>
	調整池	<u>1.9</u>	<u>6.4</u>
	小計	<u>6.5</u>	<u>21.8</u>
民有地	産業系土地利用	<u>20.7</u>	<u>69.5</u>
	<u>(工業団地内緑地)</u>	<u>(0.7)</u>	<u>(2.3)</u>
	非産業系土地利用	<u>2.2</u>	<u>7.4</u>
	神社	0.4	<u>1.3</u>
	小計	<u>23.3</u>	<u>78.2</u>
合計	<u>29.8</u>	100.0	

【変更後の内容】

2.6.1 土地利用計画

現時点で想定している土地利用計画を表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示す。

土地区画整理事業では、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の形状の整理や整地を行う。本事業では、~~既存の工業団地を含め~~、産業系土地利用 (約 17.5ha) をとり、今後、企業数に応じて分割する。

表 2.6-1 土地利用計画

項目		面積 (ha)	割合 (%)
公共用地	幹線道路	<u>1.4</u>	<u>5.7</u>
	補助幹線道路	<u>0.7</u>	<u>2.9</u>
	区画道路	<u>0.7</u>	<u>2.9</u>
	河川	<u>0.3</u>	<u>1.2</u>
	公園	<u>0.8</u>	<u>3.3</u>
	調整池	<u>1.3</u>	<u>5.3</u>
	小計	<u>5.2</u>	<u>21.3</u>
私有地	産業系土地利用	<u>17.5</u>	<u>71.7</u>
	(工業団地内緑地)	(0.7)	(2.9)
	非産業系土地利用	<u>1.3</u>	<u>5.3</u>
	神社	0.4	<u>1.7</u>
	小計	<u>19.2</u>	<u>78.7</u>
合計		<u>24.4</u>	100.0

別紙7 図 2.6-1 土地利用計画図

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、「図 2.6-1 土地利用計画図」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

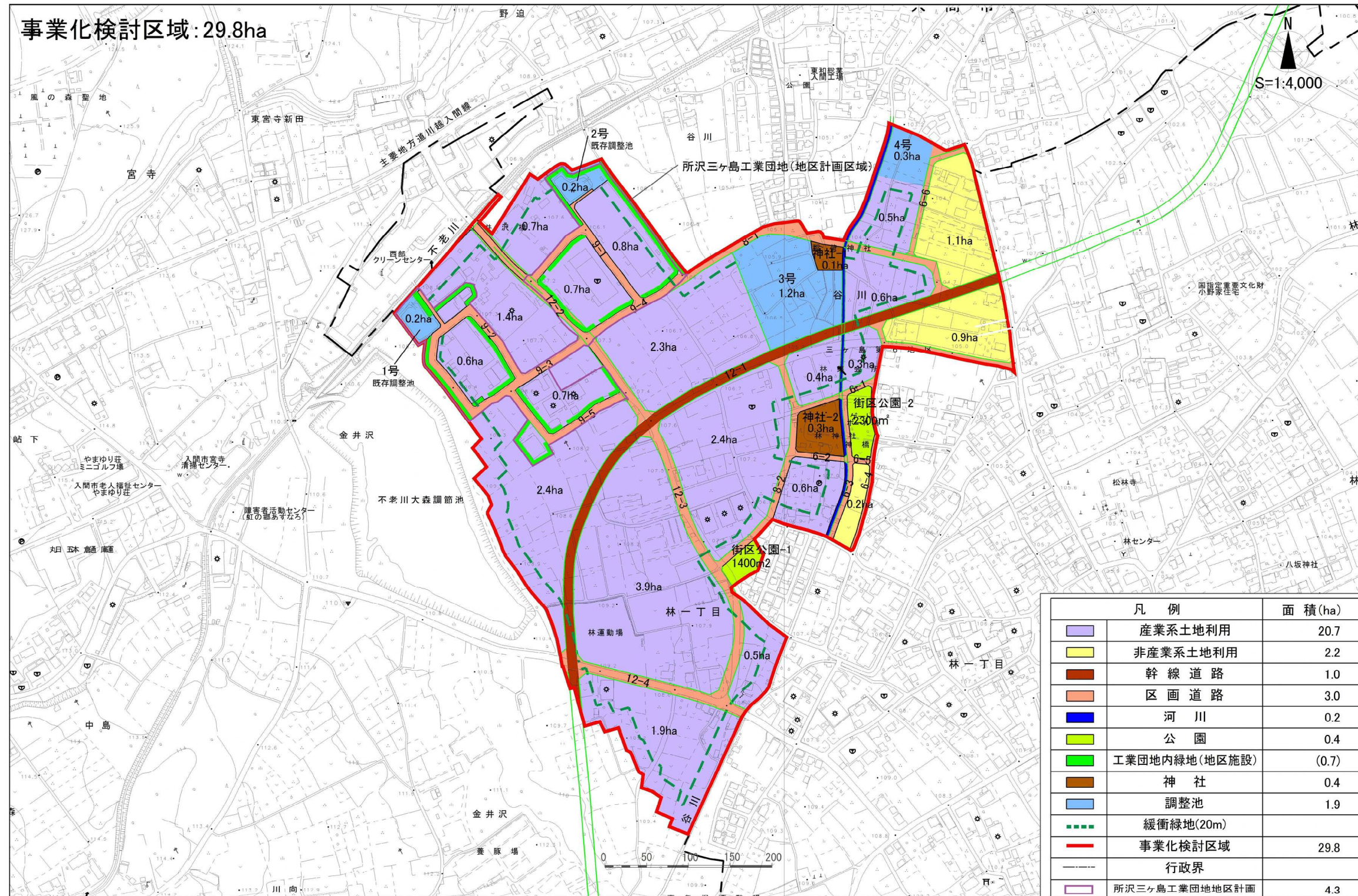
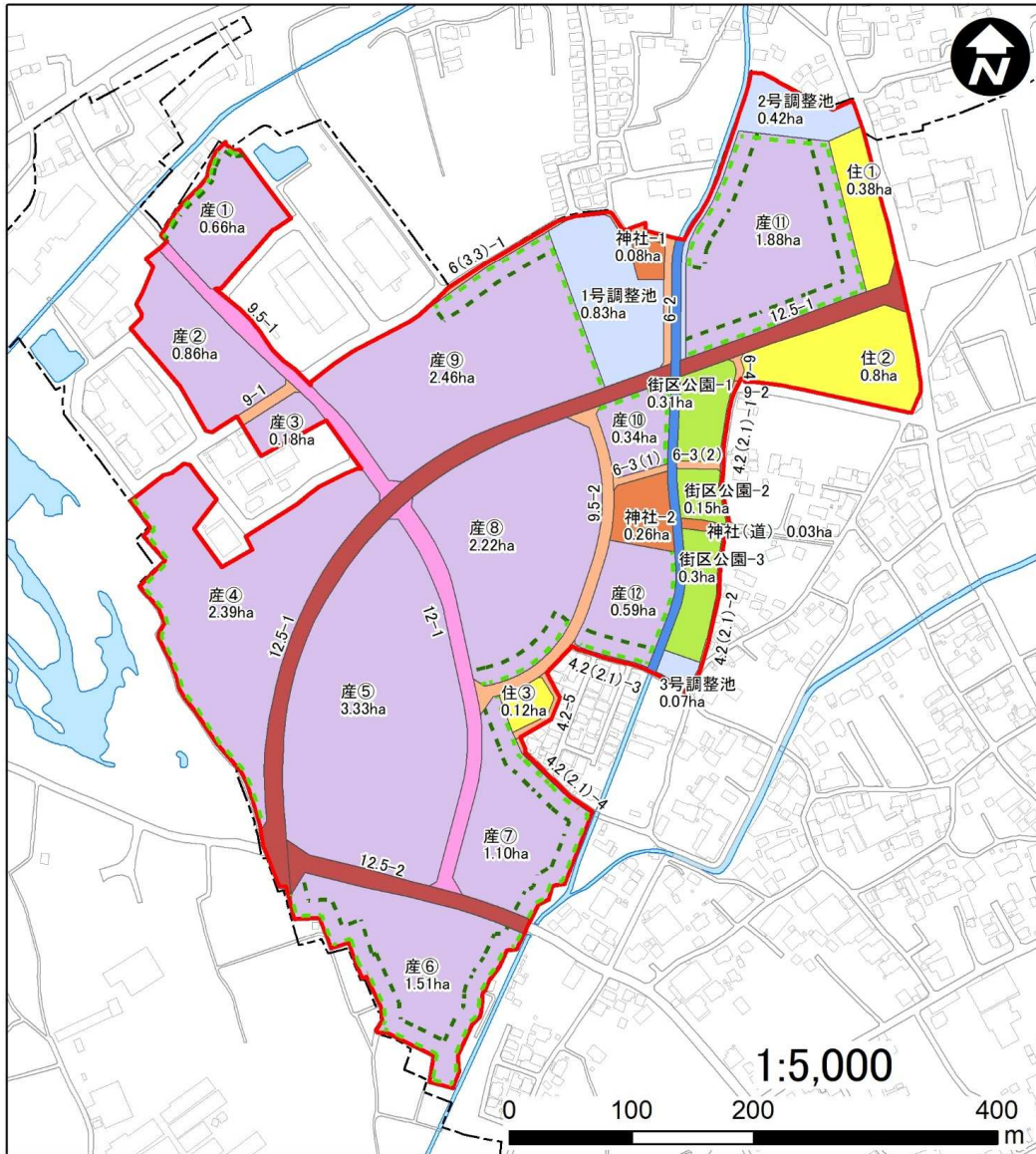


図 2.6-1 土地利用計画図

※土地利用計画は今後変更の可能性がある

【変更後の内容】



凡例

- | | | | | | | | |
|--|----------|--|---------|--|--------|--|------|
| | 計画地 | | 産業系土地利用 | | 補助幹線道路 | | 街区公園 |
| | 非産業系土地利用 | | 区画道路 | | 神社 | | 調整池 |
| | 幹線道路 | | 河川 | | 調整池 | | |
- 高木植栽帯 緩衝緑地

図 2.6-1 土地利用計画図

別紙8 表 2.6-2 企業の業種等（予定）

（1）変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、「表 2.6-2 企業の業種等（予定）」を変更した。

（2）変更内容

【変更前の内容】

2.6.2 企業の業種

現時点で予定される企業の業種を表 2.6-2 に示す。

表 2.6-2 企業の業種等（予定）

区分	用地面積 (ha)	企業の業種
産業系土地利用	20.7	製造業、物流業

【変更後の内容】

2.6.2 企業の業種

現時点で予定される企業の業種を表 2.6-2 に示す。

表 2.6-2 企業の業種等（予定）

区分	用地面積 (ha)	企業の業種
産業系土地利用	17.5	製造業、物流業

別紙9 図 2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、「図 2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

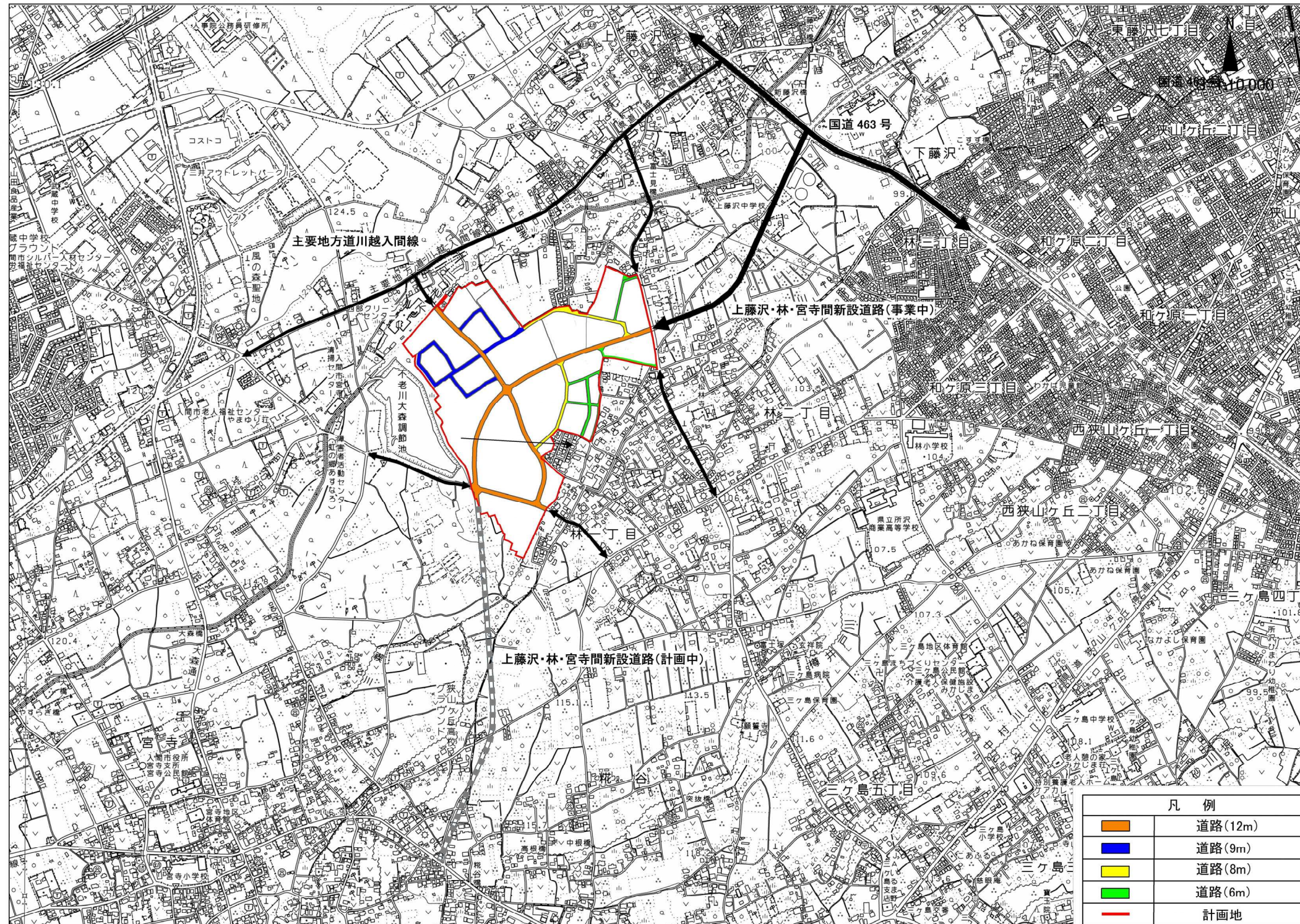
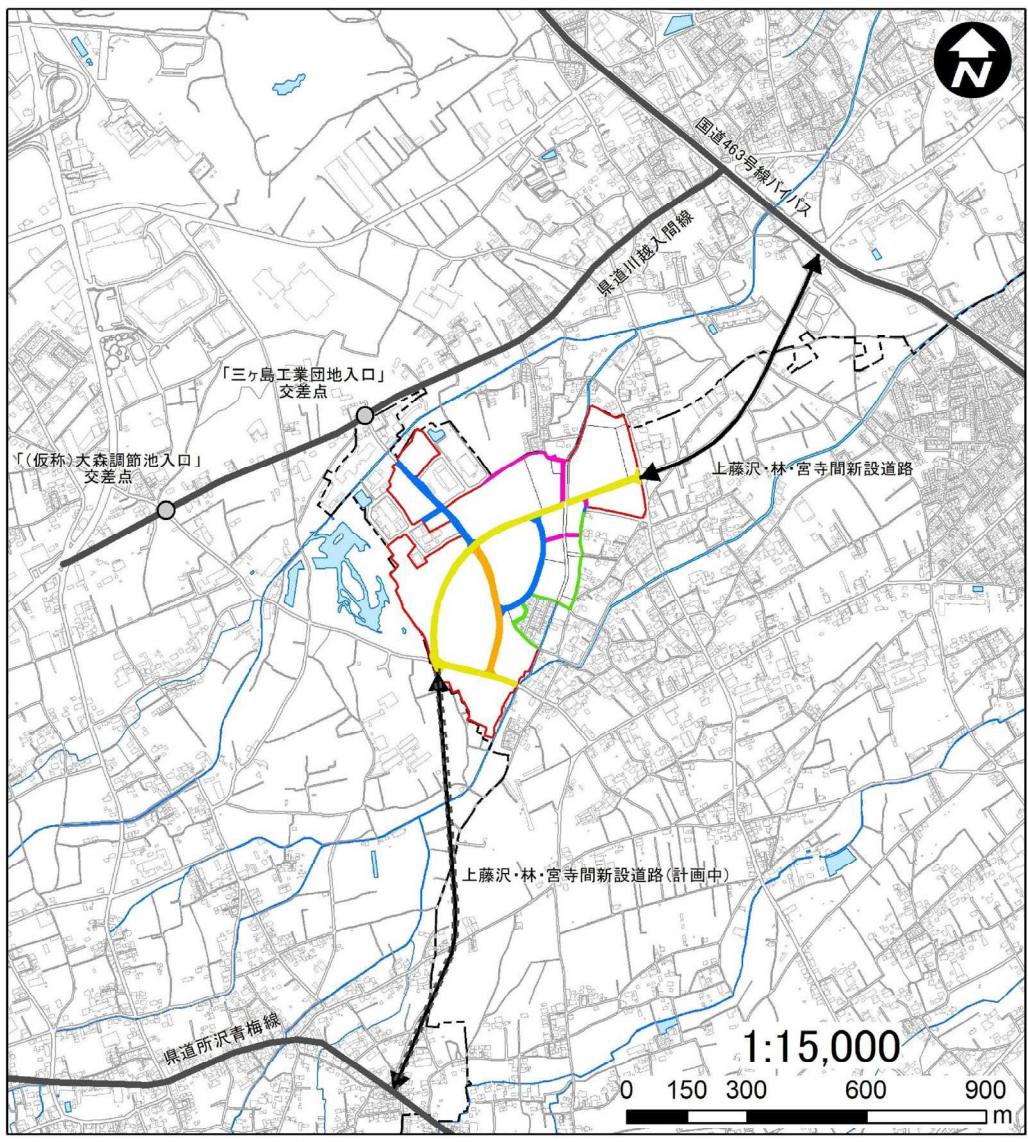


図 2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路

【変更後の内容】



凡例

- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 計画地 | 道路(12.5m) | 道路(9m) | 道路(4m) | ↔ 主要な走行経路 |
| | 道路(12m) | 道路(6m) | | |

図 2.6-20 供用時における関連車両の主要な走行経路

別紙10 2.6.9 工事計画

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、事業の実施予定時期について下線の箇所及び「表 2.6-3 工事工程」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.6.9 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 2.6-3 に示す。工事期間は、2021年度～2027年度の約7年間を計画している。

表 2.6-3 工事工程

年度	<u>2021</u>	<u>2022</u>	<u>2023</u>	<u>2024</u>	<u>2025</u>	<u>2026</u>	<u>2027</u>
準備工事	■■■■■						
土工事	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■			
用・排水工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
道路工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
調整池設置工事		■■■■■	■■■■■				
公園工事				■■■■■	■■■■■		
進出企業建設工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

【変更後の内容】

2.6.9 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 2.6-3 に示す。工事期間は、令和 5 年度～令和 11 年度の約 7 年間に計画している。

表 2.6-3 工事工程

年度	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
準備工事	■						
廃棄物対策工事	■	■					
調整池設置工事	■	■	■				
土工事		■	■	■			
用・排水工事		■	■	■			
道路工事			■	■			
公園工事				■			
進出企業建設工事				■	■	■	■